

集落組合助成金申請マニュアル

1. 制度の目的

本助成金は、「集落委員設置要項（平成 27 年 3 月 1 日）」第 1 条に基づき、以下の目的を達成するために交付されます。

- ①. 組合員と組合の結びつきを強化する
- ②. 事業を円滑に推進する
- ③. 組合員総参加の協同活動を積極的にすすめる
- ④. 組合員の社会的・経済的地位の向上を図る

※助成金は、上記①～④の目的達成に資する活動に対して使用しなければなりません。

本助成金は、集落の活動を支援するための助成金であり、JA から直接個人の手当として支給することはできません。

2. 助成金の申請方式

- ・年度中（4 月～翌年 2 月）に集落で実施した活動について、集落委員が「集落組合助成金申請書」により申請します
- ・申請書の提出期間は、前期（4 月～8 月）、後期（10 月～2 月）に分けます
- ・申請内容は、管轄支店が確認・精査し、各集落の助成金額の予算管理を行います
- ・地区本部主管部署（企画総務部部長決裁・役員報告）で検証・決裁を行います
- ・申請書提出後、前期 4 月～8 月受付分（9 月下旬振込）、後期 10 月～2 月受付分（3 月下旬振込）に分けて、まとめて支払いを行います
- ・事業年度内で精算を完了してください

本助成金は「事後申請方式」となります。活動を実施した後に申請書を提出し、活動内容および支出内容を確認したうえで助成金を支払います。申請は随時可能ですが、支払いは前期 4 月～8 月受付分（9 月下旬）と後期 10 月～2 月受付分（3 月下旬振込）に分けて行います。例えば、5 月に申請された場合は 9 月下旬に振込みます。

なお、JA の会計年度の関係から、原則として 2 月までの活動を対象としますが、3 月の活動についても申請は可能です。9 月についても受け付けますが、できるだけ早めに提出してください。※時期によっては後期分となる場合もあります

3. 申請対象となる活動

- ・助成金は、集落で実際に行った「活動」に対して支払われます
- ・活動内容は、上記の目的（①～④）に合致するものとしてください
- ・活動例：地域清掃、共同作業、地域行事、組合員交流事業など

主な対象活動の例

- ・農地保全に関する草刈り ・営農に関する共同作業 ・集落での話し合い・会合 ・組合員交流活動
- ・集落座談会関連活動 ・農地・水路管理に関する作業 ・集落組合の運営 など

単純な道路愛護活動等の道路草刈りは原則対象外となります。ただし、農地の保全や営農活動に関係する草刈りである場合は対象となる場合がありますので、判断に迷う場合は支店へご相談ください。

なお、集落組合等（≠自治会）として独立して活動しており、毎年、事業報告書や決算書、収支報告書等を作成している場合は、それを申請書に添付し請求していただければ助成します（自治会等、集落組合とは別の組織の書類は認められません）。事業報告書や決算書、収支報告書等の内容によっては、個別に確認させていただく場合もあります。

4. 助成金額

- ・活動にかかった費用に対して JA が認めた限度額を上限として支払います
- ・ただし、支払金額の上限は「正組合員戸数×500 円+2,000 円」とします

例：正組合員が 20 戸の場合

→20×500 円+2,000 円=12,000 円が上限

複数の集落が合同で活動を行った場合も申請可能です。その場合は次のいずれかの方法で申請してください。

①. 各集落がそれぞれ申請する方法

→助成金は正組合員戸数に応じて案分します。

②. 一つの集落が代表して申請する方法

なお、別々に申請する場合は領収書等の証憑書類は同一のものを添付しても構いません。

5. 支払方法

- ・原則、指定口座への振込により支払います

金銭の流れを明確にするため、口座振込をお願いしています。集落の口座がない場合は個人口座への振込も可能です。現金による支払いは原則行いません。

6. 申請手続きの流れ

①. 活動実施

集落で集落委員設置要項に則した活動を実施

②. 申請書作成・提出

集落委員が活動内容・経費を記載した「集落組合助成金申請書」を作成し、管轄支店へ提出

※申請書には以下の内容を記載します

・集落名・申請者・活動日時・活動内容・支出金額・振込先口座・参加者名簿

③. 内容確認・精査

管轄支店が内容を確認・精査し、予算管理

④. 本部決裁

地区本部主管部署で検証・決裁

⑤. 助成金支払い

申請書提出の時期（前期：4月～8月、後期：10月～2月）によって、9月（前期分）もしくは3月（後期分）下旬に指定口座へ振込 ※提出時期によっては支払いの時期が遅くなる場合もあります

7. 証憑書類

申請時には以下の証憑書類を添付してください

- ・領収書 ・レシート ・集落の決算書 ・その他支出が確認できる書類

証憑書類はコピーで結構です。原本の提出は不要です。

8. 積立について

本助成金は単年度の活動に有効活用していただく制度です。これまでのように数年分を積み立てて使用することは想定していません。

なお、これまで JA から支給した助成金について返還の必要はありません。各集落で有効活用してください。